

添付法令資料 4 :

電子政府システムに関する 2018 年 10 月 2 日付インドネシア共和国大統領規則 No.95

(目次)

同月 5 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 電子政府システムのガバナンス
 - 第 1 節 通則 (第 4 条)
 - 第 2 節 国家電子政府システム基本計画 (第 5 条)
 - 第 3 節 電子政府システムの構造
 - 第 1 款 通則 (第 6 条)
 - 第 2 款 国家電子政府システムの構造 (第 7 条ないし第 10 条)
 - 第 3 款 中央政府機関電子政府システムの構造 (第 11 条)
 - 第 4 款 地方政府電子政府システムの構造 (第 12 条)
 - 第 4 節 電子政府システムの計画図
 - 第 1 款 通則 (第 13 条)
 - 第 2 款 国家電子政府システムの計画図 (第 14 条ないし第 17 条)
 - 第 3 款 中央政府機関電子政府システムの計画図 (第 18 条)
 - 第 4 款 地方政府電子政府システムの計画図 (第 19 条)
 - 第 5 節 電子政府システムの計画及び予算 (第 20 条ないし第 22 条)
 - 第 6 節 ビジネスのプロセス (第 23 条ないし第 25 条)
 - 第 7 節 データ及び情報 (第 26 条)
 - 第 8 節 電子政府システム・インフラストラクチャー
 - 第 1 款 通則 (第 27 条)
 - 第 2 款 国家電子政府システム・インフラストラクチャー (第 28 条)
 - 第 3 款 中央政府機関及び地方政府の電子政府システム・インフラストラクチャー (第 29 条)
 - 第 4 款 国家データ・センター (第 30 条)
 - 第 5 款 中央政府機関及び地方政府のイントラ・ネットワーク (第 31 条)
 - 第 6 款 政府のイントラ・ネットワーク (第 32 条)
 - 第 7 款 政府サービス接続システム (第 33 条)
 - 第 9 節 電子政府システム・アプリケーション
 - 第 1 款 通則 (第 34 条及び第 35 条)
 - 第 2 款 一般的なアプリケーション (第 36 条ないし第 38 条)
 - 第 3 款 特別なアプリケーション (第 39 条)
 - 第 10 節 電子政府システムのセキュリティ (第 40 条及び第 41 条)
 - 第 11 節 電子政府システムのサービス
 - 第 1 款 通則 (第 42 条)

- 第2款 電子政府の行政サービス (第43条)
- 第3款 電子政府の公共サービス (第44条)
- 第4款 電子政府システム・サービスの統合 (第45条)
- 第3章 電子政府システムの管理
 - 第1節 通則 (第46条)
 - 第2節 リスク管理 (第47条)
 - 第3節 情報セキュリティ管理 (第48条)
 - 第4節 データ管理 (第49条)
 - 第5節 情報及び通信技術資産の管理 (第50条)
 - 第6節 人的資源の管理 (第51条)
 - 第7節 知識の管理 (第52条)
 - 第8節 変更の管理 (第53条)
 - 第9節 電子政府システム・サービスの管理 (第54条)
- 第4章 情報及び通信技術の監査
 - 第1節 通則 (第55条)
 - 第2節 電子政府システム・インフラストラクチャーの監査 (第56条)
 - 第3節 電子政府システム・アプリケーションの監査 (第57条)
 - 第4節 電子政府システムのセキュリティの監査 (第58条)
- 第5章 電子政府システムの実施者 (第59条ないし第61条)
- 第6章 電子政府システムの加速化
 - 第1節 通則 (第62条)
 - 第2節 一般的なアプリケーションの開発及び発展
 - 第1款 通則 (第63条)
 - 第2款 政府の商品及びサービスの計画、予算編成及び調達、実績の説明責任並びに監視及び評価 (第64条)
 - 第3款 記録文書 (第65条)
 - 第4款 職員 (第66条)
 - 第5款 公共サービスのクレーム (第67条)
 - 第3節 国家電子政府システム・インフラストラクチャーの開発及び発展 (第68条)
 - 第4節 基金 (第69条)
- 第7章 電子政府システムのモニタリング及び評価 (第70条及び第71条)
- 第8章 経過規定 (第72条及び第73条)
- 第9章 終則 (第74条ないし第77条)